

聖籠町告示第五十号

聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月七日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成八年聖籠町訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱（平成二年三月二十九日付け二農経A第三百二十一号農林水産事務次官依命通知）」を「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成二十四年四月六日付け二十三経営第三千五百三十六号農林水産事務次官依命通知）」に改め、「設立された法人」の次に「。以下「長期金融協会」という。」を加え、同項第三号を削り、同条第二項中「農林水産省経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体の利子助成率と新潟県の農業経営基盤強化資金利子助成補助率を合わせた率」を「長期金融協会による利子助成率」に改める。

第五条中「変更しようとする場合は」の次に「、融資機関による借受者の貸付条件変更前に行うこととし」を加える。

第一号様式及び第四号様式中「農林水産省経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体」を「財団法人農林水産長期金融協会」に改める。

第八号様式中「若しくは農林水産省経営局長が別に定め

る公募要領により応募した者の中から選定された団体」を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。